平成２７年（フ）第５１号
愛知県一宮市千秋町町屋字東沼37番地24、従前の住所愛知県小牧市藤島町梵天128番地１
債務者　小栗　弘二
１　決定年月日時　平成27年３月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森　　美穂
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月12日午前11時15分
５　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１０号
長野県飯田市羽場町２丁目20番地１
債務者　西野　直美
１　決定年月日時　平成27年３月６日午前11時40分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　東山　尋明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月８日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第２０９号
横浜市神奈川区七島町７番地
債務者　小田美智代
１　決定年月日時　平成27年３月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　本田　知之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月３日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４号
福岡県直方市大字中泉421番地７
債務者　清永　順治
１　決定年月日時　平成27年３月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤岡　孝司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月17日午前10時
５　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第２４８号
岐阜県恵那市大井町2236番地212、従前の住所愛知県春日井市町屋町3982―９
債務者　渡辺　　聡
１　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安本　卓史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月24日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第７０号
盛岡市神明町３番10―605号
債務者　田口　美香（旧姓齋藤）
１　決定年月日時　平成27年３月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第７２号
岩手県滝沢市野沢62番地214
債務者　大峠　明香
１　決定年月日時　平成27年３月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２３号
仙台市太白区東郡山１丁目16番20号
債務者　赤松　幸弘
１　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８６号
宮城県亘理郡亘理町逢隈鹿島字町東南16番地５、破産申立時の住所宮城県亘理郡亘理町字五日町59番地
債務者　西丸　美佳
１　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４号
秋田県能代市槐字槐82番地６
債務者　清藤　祐一
１　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第３号
福島県会津若松市西七日町18番43号、前住所東京都杉並区阿佐谷北５丁目27番21号　コーポＴ202
債務者　渡部　俊輔
１　決定年月日時　平成27年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第２７７号
茨城県水戸市大塚町1907番地　大塚公園マンションⅡ309号
債務者　山口　賀子
１　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２９号
茨城県常陸太田市小島町1900番地
債務者　中村　康幸
１　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第５１号
茨城県那珂市菅谷659番地15
債務者　中野　利男
１　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１号
群馬県沼田市上久屋町1362番地26
債務者　阿部　朝美
１　決定年月日時　平成27年３月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２７年（フ）第１９号
長野市柳原2206―３　ロアール柳原101
債務者　関川　隆市
１　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３号
岐阜県各務原市蘇原清住町４丁目83番地１　エトワールＴｏｍｏ201、前住所岐阜県各務原市鵜沼朝日町５丁目269番地１　朝日ビル403号
債務者　金華亭こと山内理想こと　魏　　理想（ＷＥＩ　ＬＩＸＩＡＮＧ）
１　決定年月日時　平成27年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
岐阜地方裁判所